別表第三　人事院規則一―六九の一部改正に関する表（第一条第三号関係）

改正後	改正前
（派遣除外職員）	（派遣除外職員）
第三条　福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項の規定による派遣の場合における同法第四十八条の二第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。	**第三条**　福島復興再生特別措置法第四十八条の二第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
一～七　（略）	一～七　（略）
八　福島復興再生特別措置法第八十九条の三第一項の規定により派遣されている職員	（新設）
九～十二　（略）	八～十一　（略）
（任命権者）	（任命権者）
第四条　福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項の規定による派遣の場合における同法第四十八条の二第一項の任命権者には、併任に係る官職の任命権者は含まれないものとする。	**第四条**　福島復興再生特別措置法第四十八条の二第一項の任命権者には、併任に係る官職の任命権者は含まれないものとする。

別表第四　人事院規則一―七二の一部改正に関する表（第一条第四号関係）

改正後	改正前
（派遣除外職員）	（派遣除外職員）
第三条　平成三十七年国際博覧会特措法第二十四条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。	**第三条**　平成三十七年国際博覧会特措法第二十四条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
一～七　（略）	一～七　（略）
八　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一項又は第八十九条の三第一項の規定により派遣されている職員	八　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一項の規定により派遣されている職員
九～十一　（略）	九～十一　（略）

別表第五　人事院規則二―三の一部改正に関する表（第一条第五号関係）

改正後	改正前
（人材局の所掌事務）	（人材局の所掌事務）
第十四条　人材局は、次に掲げる事務（第三号及び第十一号に掲げる事務にあっては職員福祉局及び給与局の所掌に属するものを、第二号、第四号から第十号まで及び第十二号に掲げる事務にあっては給与局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。	**第十四条**　人材局は、次に掲げる事務（第三号及び第十号に掲げる事務にあっては職員福祉局及び給与局の所掌に属するものを、第二号、第四号から第九号まで及び第十一号に掲げる事務にあっては給与局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
一～五　（略）	一～五　（略）
六　公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への派遣制度に関すること。	（新設）
七～十六　（略）	六～十五　（略）
（企画課の所掌事務等）	（企画課の所掌事務等）
第二十九条　企画課は、次に掲げる事務（第八号及び第十六号に掲げる事務にあっては職員福祉局及び給与局の所掌に属するものを、第七号、第九号から第十五号まで及び第十七号に掲げる事務にあっては給与局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。	**第二十九条**　企画課は、次に掲げる事務（第八号及び第十五号に掲げる事務にあっては職員福祉局及び給与局の所掌に属するものを、第七号、第九号から第十四号まで及び第十六号に掲げる事務にあっては給与局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
一～十　（略）	一～十　（略）
十一　公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への派遣に関する制度の企画及び立案並びに法令の実施に関すること。	（新設）
十二～十九　（略）	十一～十八　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
4　人材確保対策室は、第一項第一号に掲げる事務のうち人材確保に関する事務及び同項第十八号に掲げる事務をつかさどる。	4　人材確保対策室は、第一項第一号に掲げる事務のうち人材確保に関する事務及び同項第十七号に掲げる事務をつかさどる。